



## 9月20日から10月19日まで「きのこ中毒予防月間」です

過去10年間に県内で有毒きのこの誤食を原因とする食中毒は9件発生しています。

そこで、例年発生が集中している1ヶ月間を「きのこ中毒予防月間」として定め、下記のとおり、きのこ中毒防止に関する知識を普及啓発し、きのこ中毒の防止を図ります。

### 1 実施期間

令和5年9月20日(水)から令和5年10月19日(木)まで

### 2 きのこ鑑別相談会

下表のとおりきのこ鑑別相談会を実施しますので、ご活用ください。

受付時間は、**毎回13時から14時**になります。

日時	場所	日時	場所
9月29日(金)	木曾合同庁舎 201号会議室	10月11日(水)	木曾合同庁舎 201号会議室
10月2日(月)	” 201号会議室	10月13日(金)	” 地下101号会議室
10月4日(水)	” 201号会議室	10月16日(月)	” 地下101号会議室
10月6日(金)	” 地下101号会議室	10月18日(水)	” 地下101号会議室

木曾合同庁舎：木曾郡木曾町福島 2757-1

電話：0264-25-2235

※令和6年度からは鑑別相談に代わり、きのこ勉強会(仮称)を開催します。

### 3 有毒きのこによる食中毒予防のポイント

- わからないきのこは採らない、食べない、売らない、人にあげない。
- 食べられるきのこの特徴を完全に覚える。
- わかっていても、もう一度よく確認する。  
(毎年採って食べているきのこでも、同じ時期や場所に、類似した毒きのこが生えている場合があります。)
- 誤った言い伝えや迷信を信じない。
  - × 「柄が縦に裂けるきのこは食べられる」
  - × 「ナスと一緒に煮ると毒消しになる」 など

確かな暮らしを守り、  
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

木曾保健福祉事務所(保健所)食品・生活衛生課

担当 金子、茨木

電話 0264-25-2235 (直通)

0264-25-2231 (代表) 内線 2231

F A X 0264-24-2276

E-mail kisoho-shokusei@pref.nagano.lg.jp